

# 引上げ分の地方消費税交付金が充てられる 社会保障４経費その他社会保障施策に要する経費

平成２４年８月に消費税法及び地方税法等が改正され、税率が平成２６年４月１日に５％から８％へ、令和元年１０月１日には８％から１０％へと段階的に引き上げられました。この引上げ分に係る地方消費税交付金は、すべて「社会保障施策に要する経費」に充てることとされています。

本市の令和４年度決算における上記経費及び充当は次のとおりです。

(歳入)

引上げ分の地方消費税交付金(社会保障財源化分) 990,723千円

(歳出)

社会保障４経費その他社会保障施策に要する経費 15,046,250千円

【社会保障４経費その他社会保障施策に要する経費】

(単位：千円)

事業名	経費	財源内訳					
		特定財源			一般財源		
		国県支出金	市債	その他	引上げ分の地方消費税交付金	その他	
社会福祉	社会福祉事業	664,044	129,278	0	18,236	55,598	460,932
	障害者福祉事業	2,369,379	1,736,612	0	14,655	66,532	551,580
	高齢者福祉事業	340,538	9,234	0	122,620	22,462	186,222
	児童福祉事業	3,937,564	1,842,342	0	147,853	209,611	1,737,758
	生活保護事業	993,808	786,417	0	1,180	22,196	184,015
	小計	8,305,333	4,503,883	0	304,544	376,399	3,120,507
社会保険	国民健康保険事業	642,107	273,528	0	0	39,673	328,906
	後期高齢者医療事業	1,232,501	218,011	0	0	109,197	905,293
	介護保険事業	1,725,922	190,103	0	37,484	161,278	1,337,057
	小計	3,600,530	681,642	0	37,484	310,148	2,571,256
保健衛生	医療給付事業	327,157	157,583	0	14,537	16,688	138,349
	保健衛生総務事業	11,587	0	0	415	1,203	9,969
	病院等事業	1,929,036	0	0	0	207,637	1,721,399
	予防事業	167,466	20,805	0	32,312	12,308	102,041
	保健事業	534,108	23,514	0	65,302	47,930	397,362
	小計	2,969,354	201,902	0	112,566	285,766	2,369,120
地方公務員共済組合法に基づく、基礎年金拠出金及び育児休業手当		171,033	0	0	0	18,410	152,623
合計		15,046,250	5,387,427	0	454,594	990,723	8,213,506

地方消費税交付金(社会保障財源化分)は、各事業に要する一般財源の比率に応じてあん分して充当している。

※ 事務費や事務職員の人件費等は対象経費から除いている。